

## 〇〇防犯カメラの設置及び運用に関する基準（例）

### （目的）

第1条 この基準は、〇〇【例：〇〇商店会など】が犯罪抑止のために設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、個人のプライバシーに配慮しつつ、防犯カメラの適正な運用を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この基準における用語を次の各号のとおり定める。

- (1) 防犯カメラ 撮影装置、録画装置その他の機器で構成されるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラによって撮影又は記録された映像をいう。
- (3) 画像データ 録画装置又は外部記録媒体等に記録された画像のデータをいう

### （設置場所等）

第3条 防犯カメラの設置場所は、別表のとおりとする。

- 2 防犯カメラの設置場所又は撮影範囲内には、防犯カメラで撮影していること及び設置者を表示するものとする。

### （管理責任者等）

第4条 防犯カメラの適正な管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を指定し、防犯カメラの管理及び運用の補助をさせることができる。
- 3 管理責任者及び取扱担当者以外の者には、防犯カメラ、画像及び画像データの取扱いを行わせない。

### （画像等の管理）

第5条 管理責任者は、防犯カメラ、画像及び画像データを次に定めるところにより管理するものとする。

- (1) 録画装置及び記録媒体は施錠設備のある場所に保管するとともに、不正アクセス等の防止措置等を講じ、盗難及び散逸の防止に努める。
- (2) 目的外の画像の閲覧、画像データの加工及び複写並びに保管場所からの録画装置その他の機器の持出しを禁止する。
- (3) 画像データの保存期間は〇〇【例：14日間、1か月以内】とし、当該保存期間経過後は、確実な方法により、速やかに画像等を消去する。

ただし、犯罪の防止等のために閲覧する必要がある場合又は次条第1項の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (4) 録画装置及び記録媒体を廃棄する際には、破砕等の処理を確実に行うなど、個人情報の流出を防ぐために必要な措置を講じる。

(画像等の閲覧及び提供の制限)

第6条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、管理責任者及び取扱担当者以外の第三者に画像を閲覧させ、又は画像データを提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関等から犯罪又は事故の捜査又は調査を目的として要請を受けた場合
- (3) 住民等の生命、身体、財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合

2 前項による閲覧及び提供は、防犯カメラ画像閲覧等申請書(様式第1号)又はそれに代わる文書の提出を求めることとし、提供する画像データの範囲は必要最小限に留めるものとする。

(防犯カメラの保守点検)

第7条 管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため、防犯カメラの保守及び点検に努めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラの管理及び運用を通じて知り得た情報を他人に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

(苦情等に対する適切な対応)

第9条 管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用等に関する苦情を受けた場合には、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項は、〇〇【例：管理責任者、〇〇商店会会長など】が別に定める。

附 則

この基準は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別表（第3条関係） ※ 例

番号	設置場所	台数
1	川越市本川越1-1-1	1
2	川越市本川越1-2-3	1
3	川越市本川越1-4-6	1
4	川越市本川越2-10-2	1
5	川越市本川越2-11-15	1
6	川越市本川越2-13-4	1
7	川越市本川越3-2-5	1
8	川越市本川越3-6-1	1
9	川越市本川越3-19-4	1

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

防犯カメラ管理責任者 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

防犯カメラ画像閲覧等申請書

〇〇（〇〇自治会・〇〇商店会等）が設置する防犯カメラの画像及び画像データについて、下記のとおり許可願いたく申請します。

記

項目	内容
閲覧・提供の区分	閲覧 ・ 提供
閲覧・提供の目的	
防犯カメラ設置場所	
撮影日時	年 月 日 時 分から 時 分まで

【防犯カメラ管理責任者等記載欄】

身分確認方法	○職員証 ○身分証明書（ ）
許可の可否	許可 ・ 不許可
閲覧・提供日時	年 月 日 時 分

注1) 身分確認は個人の氏名等の記載がある身分証明書で確認すること。

注2) 申請者が公的機関、団体等である場合は、画像を閲覧等する者との関係を確認すること。